子どもが生き生きと成長することができる社会を目指して

～鳥取県青少年健全育成条例～

1　鳥取県青少年健全育成条例とは

鳥取県では、今後の世の中を引っぱっていく子どもが、心も体も元気に育っていくことができる社会を作っていくことを目指しています。

そのための一つの取組として、鳥取県青少年健全育成条例（とっとりけんせいしょうねんけんぜんいくせいじょうれい）という決まりを作っています。

※条例：住民が守るべき決まりなどを定めたもの。住民のくらしを良くするためにひつようなことなどについて、住民の代表者（ぎいん）が集まり、話し合いなどを行う「ぎかい」というところで作られます。

2　鳥取県青少年健全育成条例で決めていること

わたしたちが生活する中には、子どもがあつかうのはふさわしくないもの、きけんなものなどがたくさんあります。条例では、これらが子どもの目にふれたりしないよう、様々な決まりを定めています。

① 大人向けの商品は買わないようにしましょう！

お店では、子どもに大人向けの商品などは、はん売しないようにしています。

＜大人向けの商品＞

・内ようが、ぼうりょくてきな本やゲームソフト

・人にきがいをくわえるおそれのあるナイフ

【注意点】

インターネットでも買わない！	ゲームソフトは対象年れいを確認！
大人向けの商品は、お店に行って買うだけではなく、インターネット上のお店や通信はん売でも買ってはいけません。	ゲームソフトには対象年れいを示すA、B、C、D、Zのマークが付いています。年れいせいげんがないのは「A」だけですので、年れいにあわないゲームソフトでは、遊ばないようにしましょう。

② 夜が遅い時間たいの外出は注意しましょう！

夜が遅い時間帯に外出することは、生活習かんのみだれにつながったり、事件・事故にまきこまれるきけんも高まります。習いごとなどで帰りが遅くなる場合は、次のことに注意しましょう。

・できるだけ一人にならず、おうちの人や友だちといっしょに行動する。

・人通りが多い道や家や店がある道を通る。

・声をかけられ、変だと思ったらきっぱりとことわり、にげる。

・きけんを感じたら、大声を出したり、ぼうはんブザーを使う。

条例では、おうちの人たちの役わりとして、深夜の時間たい（午後１１時以降）に子どもを外出させないようにすることを定めています。また、深夜の時間帯は、おうちの人といっしょでもカラオケボックスやインターネットカフェなどに入店はできませんので注意しましょう。

③ インターネットのりようは注意しましょう！

インターネットは色々なことを調べることができ、べんりですが、使いすぎで生活のリズムがくずれたり、あやまった使い方により、トラブルにまきこまれたりするきけんもあります。

おうちの人と使い方などを話し合い、ルールをしっかりと守りましょう。

＜ルールの例＞

・使ってよい時間や場所を決める。
・友だちなどの悪口やきずつけることを書きこんだりしない。
・インターネット上で知り合った人とは会わない。会うひつようがある場合はおうちの人と相談する。
・自分や家族、友だちのことが分かる内よう（名前や住所、れんらく先、写真など）をのせない、送らない。
・分からないことがあったらおうちの人と相談する

他の人に見られてはずかしい写真などは、どんなにたのまれても、相手が親しい人でも、ぜったいに送ってはいけません。
また、遊び半分であっても、送ってもらうようたのんでもいけません。

インターネットの利用などでこまったことがれば、
すぐにおうちの人や相談まど口（P4）などへ相談してください。

３　こまったときの相談先

あなた自身や友だちがトラブルにまきこまれたり、心がつらくなったりしたときは、できるだけ早く、まわりのしんらいできる大人（おうちの人、先生、スクールカウンセラーなど）や相談まどロへ相談をしてください。

＜主な相談窓口＞

24時間子どもSOS	0120-0-78310（なやみいおう）／24時間受けつけ	いじめ問題やその他の子どものなやみなど
いじめ110番	0857-28-8718 ／24時間受けつけ メール ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp	いじめについての相談
こどもいじめ人権相談	0857-29-2115 ／ 24時間受けつけ メール ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp／24時間受けつけ	いじめ、ヤングケアラーについての相談
教育相談	いじめ・不登校総合対策センター 0857-31-3956 ／平日8:30～17:15	学校生活、親子かんけいなどのなやみについての相談
性暴力被害相談センター クローバーとっとり	0120-946-328 ／ 24時間受けつけ ※平日夜間、土・日、年まつ年始は「性暴力被害者のための夜間休日対応コールセンター」が対応	他の人に見られてはずかしい動画・画像をとられた、送ったなどの相談
性犯罪被害相談電話	＃8103（ハートさん）／ 24時間受けつけ	他の人に見られてはずかしい画像をとられた・送ったなどの相談
警察の少年相談窓口	24時間受けつけ（夜間及び土日祝日は受しんのみ） ヤングメール youngmail@pref.tottori.lg.jp 平日8:30～17:15 東部少年サポートセンター 0857-22-1574 西部少年サポートセンター 0859-31-1574 中部少年サポートテレホン 0858-48-157	子どものなやみごとについてせん門員がアドバイス
お住まいの地域の警察署	鳥取県警察の警察署一覧 https://www.pref.tottori.lg.jp/63088.htm	はんざいにまきこまれたなどの相談

［発行元］鳥取県子育て・人財局子育て王国課
〒680-8570　鳥取市東町一丁目 220
TEL 0857-26-7076　FAX 0857-26-7863
URL https://www.pref.tottori.lg.jp/296736.htm